# 第7章 公 助

# 国や市役所による支援

# 1 地域防災力の充実強化

# (1) 自主防災活動の促進・支援

地域ごとに自発的な防災活動を定める「地区防災計画」作成の支援や地域が自主的・自律的に実施する防災訓練等の支援を行い、地域防災力の充実強化に努めます。



# (2) 地域防災リーダー・女性防火クラブ員の育成

地域防災活動の中心となる地域防災リーダーや女性防火クラブ員を育成するため、消防署と連携して研修や実技訓練を毎年実施しています。

# (3) 避難行動要支援者等の支援

自主防災活動への支援

「避難支援プラン(個別計画)」の作成など、自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう支援します。

• 避難行動要支援者情報の把握、管理

大阪市保有情報に基づく「避難行動要支援者名簿」をあらかじめ作成し、 毎年更新しています。なお、支援の基盤が整った地域には、要請に応じ て避難行動要支援者情報を本人の同意を得て提供します。

# (4) 防災活動への多様な主体の参画促進

防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めます。

### (5) 事業者や関係機関等との連携促進

災害時における資器材や役務等の提供に協力いただける事業者等の活用を図るとともに、事業者の自主防災組織等との連携支援や地域防災に関する取組みを行う機関等との連携を促進し、地域防災力の向上に努めます。

# 2 被災住民の安全確保

# (1)避難場所の確保

# ①避難場所の指定

次のような場所を避難場所・避難所に指定しています。

### ●広域避難場所

大規模火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適する大きな公園など

### ●一時避難場所

避難を円滑に実施するため、一時的に 避難できる広場、公園や学校の校庭など

### ●災害時避難所

宿泊・給食等の生活機能を提供できる 施設。小・中学校など





### ☞ 参考資料編「災害時避難所·一時避難場所一覧」

# ②福祉避難所·緊急入所施設

災害発生時に災害時避難所で生活することができない要配慮者(高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・病弱者等)が避難を余儀なくされた場合、専門的な対応が可能な社会福祉施設等に協力を呼びかけ、施設の一部を福祉避難所等として提供いただけるよう協定の締結を行っています。

### ●緊急入所施設

避難者や自宅で生活することができない要援護者のうち、身体状況の 悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な人に対応できる施設

### ●福祉避難所

災害時避難所での生活に支障のある要配慮者のために特別な配慮がされた避難所

- ※緊急入所施設・福祉避難所は、災害発生直後に開設されるのではなく、まず災害時避難所(学校等)を開設し避難者の状況を判断のうえ、必要があれば開設することになります。
- ※福祉避難所等の入所者や施設の安全確認、受入れに必要な人材の確保等、状況が 整ってから開設することとなりますので、施設の被災状況等によっては開設でき ない場合もあります。

### ③水害時避難ビル

水害発生時の基本的な避難行動である垂直避難が可能な避難場所や一時滞留場所として、市立学校などの施設を水害時避難ビルとして確保するよう努めます。

また、施設の一部を水害一時避難協力ビルとして 提供いただけるよう協定の締結を行っています。



# ☞ 参考資料編 「水害時避難ビル一覧」

# (2) 避難生活環境の整備

# ①備蓄物資・救助資器材の配備

大規模災害に備えて、中枢備蓄拠点・地区備蓄拠点(阿倍野備蓄倉庫) のほか、区役所及び災害時避難所に、物資の備蓄や救助資器材を配備して います。

また、区域が南北に長い地理特性をふまえ、災害発生時において迅速かつ柔軟な対応ができるよう、区内における分散備蓄体制の整備に努めます。

57 (D. 55	食料品関係	飲料水、アルファ化米(白米・五目)、ビス ケット、白粥、粉ミルク、哺乳瓶
	日用品関係	毛布、トイレットペーパー、紙おむつ、生理 用ナプキン
区役所	救助資器材関係	救助資器材セット
	医療品関係	救急薬品セット
	その他	防水シート、簡易トイレ、トイレ用消耗品、 発電機、懐中電灯
	食料品関係	飲料水、アルファ化米(五目・白米)、白粥、 ビスケット
	日用品関係	毛布、ブランケット(簡易毛布)
災害時	救助資器材関係	バール、のこぎり、ジャッキ、シャベル、 ロープ、かけや、救急セット、布担架
避難所	その他	懐中電灯、懐中電灯用単一電池、ラジオ、防水シート、簡易トイレ、簡易トイレ消耗品セット 「東住吉区独自に配備】 発電機(カセットガス式)、工業扇、ガス コンロ、台車、コードリール、筆記用具 等

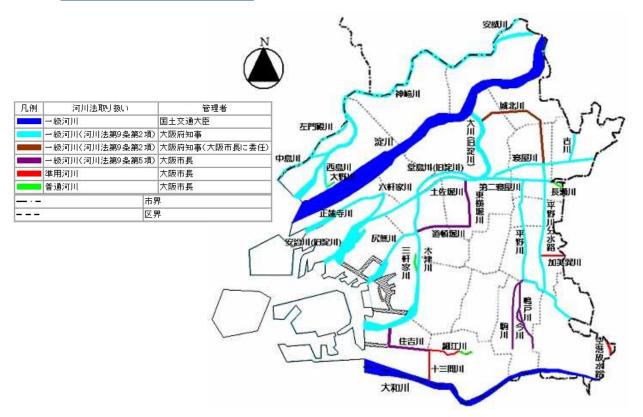
# 3 避難情報等

# (1)河川に関する情報

# ①洪水予報河川

- ●国土交通大臣が指定する洪水予報河川(水防法第 10 条) 二以上の都府県の区域にわたる河川その他流域面積が大きい河川で、 洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるもの
  - ⇒ 淀川、大和川
- ●都道府県知事が指定する洪水予報河川(水防法第 11 条) 国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるもの
  - ⇒ 神崎川・安威川、寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路

# 大阪市内の洪水予報河川



洪水予報河川には、

- (1) 河川が氾濫(堤防が決壊)した場合の浸水想定区域の指定
- (2) 洪水予報(気象台との共同発表)

が河川管理者に義務付けられています。

# ②洪水予報

# ●洪水予報の発表基準

種類	発 表 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに 水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に 到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に 達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき

# ●観測基準点と水位

管理者	河 川	観測基準点	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険水 位(m)
	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50
玉	大和川	柏原	3.20	4.50	5.10
	神埼川	三玉	3.80	4.85	5.00
	安威川	千歳橋	3.25	3.65	4.00
付	寝屋川	京橋	3.00	3.20	3.30
תו	第二寝屋川	昭明橋	3.40	4.40	4.55
	平野川	剣橋	3.30	4.00	4.15
	平野川分水路	今里大橋	3.30	3.40	3.50

# (2)避難情報

# ①避難情報の発令基準

# ●大和川

発令内容	発 令 基 準
(警戒レベル3)	洪水予報における観測基準点の水位が、 <u>警戒レベル3発令準</u>
高齢者等避難	備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
(警戒レベル4) 避難指示	洪水予報における観測基準点の水位が、 <u>警戒レベル4発令水</u> 位に到達したとき
(警戒レベル5)	・洪水予報における観測基準点の水位が、 <u>警戒レベル5発令水位に到達</u> 若しくは、 <u>河川が氾濫</u> または、 <u>そのおそれが高まった</u> とき
緊急安全確保	・ <u>堤防決壊</u> 若しくは、 <u>そのおそれが高い</u> とき(堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき)

# ●平野川・平野川分水路・寝屋川

発令内容	発 令 基 準
(警戒レベル3) 高齢者等避難	<u>警戒レベル3発令準備水位に到達</u> し、さらに <u>上昇する見込み</u> となったとき
(警戒レベル4) 避難指示	・ <u>警戒レベル4発令水位に到達</u> したとき(平野川・寝屋川) ・ポンプ運転調整水位のおよそ30分前の水位に到達したと き(平野川分水路)
(警戒レベル5) 緊急安全確保	<ul> <li>・ポンプ運転調整水位(警戒レベル5発令)に到達若しくは、 河川が氾濫または、そのおそれが高まったとき</li> <li>・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき(堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき)</li> </ul>

# ●西除川

発令内容	発 令 基 準
(警戒レベル3) 高齢者等避難	洪水予報における観測基準点の水位が、 <u>警戒レベル3発令準備水位に到達</u> し、さらに <u>上昇する見込み</u> となったとき
(警戒レベル4)	洪水予報における観測基準点の水位が、 <u>警戒レベル4発令水</u>
避難指示	位に到達したとき
(警戒レベル5)	・洪水予報における観測基準点の水位が、 <u>警戒レベル5発令水位に到達</u> 若しくは、 <u>河川が氾濫</u> または、 <u>そのおそれが高まった</u> とき
緊急安全確保	・ <u>堤防決壊</u> 若しくは、 <u>そのおそれが高い</u> とき(堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき)

※水位はいずれも洪水予報における観測基準点の水位

# (発令内容と河川水位)

河川	観測基準点	警戒レベル3 発令準備 水位(m)	警戒レベル4 発令 水位(m)	警戒レベル5 発令 水位(m)
大和川	柏原	4.96	5.54	6.69
平野川	剣橋	3.92	4.16	4.40
平野川分水路	今里大橋	3.40	3.85	4.63
寝屋川	京橋	3.14	3.32	3.50
西除川	布忍橋	3.70	4.00	5.06

# ②避難情報の対象区域

### ●大和川

河川が氾濫した場合の洪水到達時間により、区域を分割して発令します。

区域A	大和川が氾濫した場合に <u>1時間未満で浸水</u> するおそれがある区域 (公園南矢田、住道矢田、照ヶ丘矢田、矢田)
区域B	大和川が氾濫した場合に <u>1~3時間で浸水</u> するおそれがある区域 (鷹合、東田辺2・3丁目、駒川4・5丁目、針中野、中野3・4 丁目、南田辺3・5丁目、長居公園、湯里)
区域C	大和川が氾濫した場合に3時間以上経過して浸水するおそれがある区域 (山坂2~5丁目、南田辺1・2・4丁目、田辺、東田辺1丁目、 北田辺1・2・4・6丁目 、駒川1~3丁目、西今川、桑津、杭全、今林、今川、中野1~2丁目)

- ア) 区域 A が <u>(警戒レベル3) 高齢者等避難</u>の発令基準に該当した場合
  ⇒ 区域 A に (警戒レベル3) 高齢者等避難
- イ)区域 A が(警戒レベル4)避難指示の発令基準に該当した場合
  - ⇒ 区域Aに<u>(警戒レベル4)避難指示</u>、区域Bに<u>(警戒レベル3)</u> 高齢者等避難
- ウ)<u>警戒レベル5発令水位に到達</u>若しくは、<u>河川が氾濫</u>または、<u>そのお</u> それが高いとき
  - ⇒ 区域Aに<u>(警戒レベル5)緊急安全確保</u>、区域Bに<u>(警戒レベル4)避難指示、区域Cに(警戒レベル3)高齢者等避難</u>
- エ) 堤防決壊若しくは、その恐れが高いとき
  - ⇒ 区域A・Bのうち浸水する範囲に<u>(警戒レベル5)緊急安全確</u> 保、区域 C のうち浸水する範囲に<u>(警戒レベル4)避難指示</u>

# (大和川の避難情報の発令対象区域図)



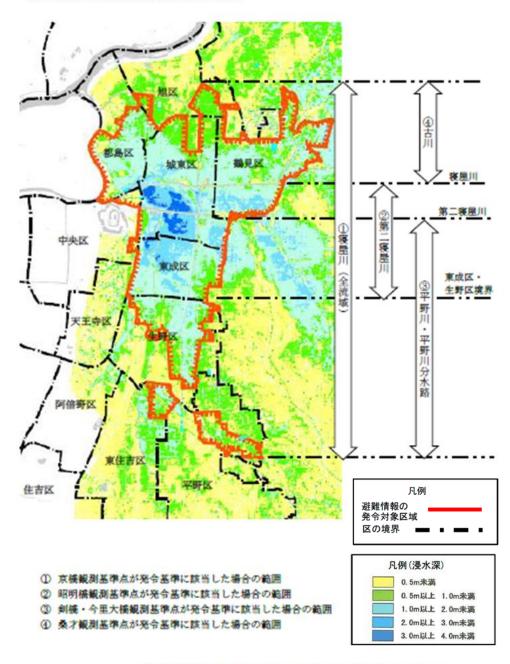
平成 28 年5月近畿地方整備局大和川河川事務所公表「浸水想定区域図」をもとにした区域

# ●平野川・平野川分水路・寝屋川

発令基準に該当した場合、対象区域に発令します。

区域 今林、杭全6~8丁目

### (寝屋川流域河川の避難情報の発令対象区域図)



令和2年6月 大阪府公妻「洪水リスク表示図」をもとにしたハザードマップ

# ●西除川

発令基準に該当した場合、対象区域に発令します。

区域	矢田7丁目				
----	-------	--	--	--	--

# (西除川の避難情報の発令対象区域図)

# 西除川



令和元年 11 月 大阪府公表「浸水想定区域図」をもとにしたハザードマップ

# 4 災害時の区役所の体制

区役所では、災害発生時、住民等の援助・救援等をすみやかに行うため、 あらかじめ、災害時の体制や区役所職員の行動等を定めています。

# (1)区災害対策本部

# ①設置基準

種 別	設置基準
東住吉区 災害対策本部	・大阪市災害対策本部が設置されたとき ・本市域に震度5弱以上(気象庁発表)を観測したとき ・大阪府域に大津波警報が発表されたとき ・本市域に特別警報が発表されたとき ・本市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認 められるとき ・府域に強い台風が上陸あるいは接近するおそれがあると き ・避難所情報を発令したとき ・その他区長が必要と認めたとき
東住吉区災害対策警戒本部	・大阪市災害対策警戒本部が設置されたとき ・本市域において震度4(気象庁発表)を観測したとき ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき ・府域に台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき ・避難情報を発令するおそれがあるとき ・その他区長が必要と認めたとき
情報連絡体制	・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき

# ②組織体制 ア)庶務班 びとま対策本部 ウ)避難受入班 「ウ)避難受入班 エ)調査班 「オ)保健福祉班 カ)教育班 消防班 区内関係機関各種団体等 52

# ③班名称及び分掌事務

庶 務 班	1 各班の連絡調整に関すること 2 各部、関係機関への応援協力要請に関すること 3 災害対策本部との連絡に関すること 4 予算計理に関すること 5 情報の収集、伝達及び広報に関すること 6 義援金の受付、並びに保管に関すること 7 災害記録(写真・映像を含む)に関すること 8 ボランティアの調整に関すること 9 他の班の所管に属しないこと
救 助 班	<ul><li>1 被災者の応急救助に関すること</li><li>2 救援物資の調達保管及び配給に関すること</li><li>3 罹災・被災証明書の発行に関すること</li><li>4 義援金の配分に関すること</li><li>5 団体等の協力活動の連絡調整に関すること</li></ul>
避難受入班	<ul><li>1 被災者の受入に関すること</li><li>2 避難者の誘導に関すること</li><li>3 避難所受入状況の把握に関すること</li></ul>
調査班	1 被害状況の調査に関すること
保健福祉班	<ul><li>1 被災者の医療救護に関すること</li><li>2 防疫・保健衛生に関すること</li><li>3 区医師会等との連絡調整に関すること</li><li>4 遺体安置に関すること</li></ul>
消防班	1 消防に関すること 2 被災者の救急・救助に関すること
教育班	1 学校園等との連絡調整に関すること

区本部長は、特に必要が認められるときは、この分担表と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく市災害対策本部長に報告しなければならない。

なお、消防班は市災害対策本部消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。

# (2)動員体制

# ①動員種別

種別	災 害 状 況	動員人員
1号動員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき	全員
2号 A • B 動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	所掌事務を 遂行するた めに必要な
3号動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	お定め安な 指定された 人員
4号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡に あたる必要があるとき	情報連絡に 必要な職員

# ②自動参集基準

●勤務時間外に地震が起こった場合

震度(市域)	動員	動員人員	参集場所
震度6弱以上	1 号動員	全員	直近・協力参集/ 所属参集
震度5強	2号 A • B 動員	所掌事務を遂行 するために必要な	直近・協力参集/ 所属参集
震度5弱	2号 A • B 動員		所属参集
震度4+ 津波警報	3号動員	指定された人員	直近・協力参集/ 所属参集
震度4	3号動員		所属参集

直近・協力参集:あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所等に参集 所属参集:自己の勤務する場所等に参集

# ●勤務時間外に警報等が発令された場合

警報等	動員	動員人員	参集場所
特別警報	1号動員	全 員	所属参集
大津波警報	1号動員	全員	直近•協力参集/ 所属参集
暴風警報· 暴風雪警報· 大雨洪水警報	情報連絡体制	情報連絡に 必要な職員	情報連絡に 必要な職員

台風接近時には、台風の進路・規模に応じた種別の動員を発令します。

# (3) 区災害対策本部の機能強化

職員の災害対応能力の向上を図るため、職員に対する訓練や研修等を定期的に実施します。特に、災害応急対策の中核を担う職員に対しては、より実践的な内容を盛り込んだ訓練や研修を実施し、災害発生時における初期初動体制の確保を図ります。

# 5 災害時の区役所の活動

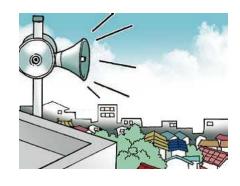
# (1) 広報活動 (情報収集・発信・伝達)

災害が発生した時、事態にあわせて適切に動くためには、情報の収集や 伝達が必要になります。

区役所では、迅速かつ確実な情報収集・発信・伝達を行うため、広報の 方法を定めています。

# ①広報手段

- ・ 災害時避難所での情報掲示
- ・ 職員による直接伝達(救助班)
- 同報系防災行政無線
- 東住吉区役所ホームページ、ツイッター
- ・自主防災組織等による個別広報



# ②広報内容

災害情報	<ul><li>① 災害の発生状況</li><li>② 津波に関する情報</li><li>③ 応急対策の実施状況</li><li>④ 避難情報の状況</li><li>⑤ 市内の被害状況など</li></ul>
生活関連情報	<ul><li>① 電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込</li><li>② 食糧・生活必需品の供給状況</li><li>③ 道路交通状況</li><li>④ 鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況</li><li>⑤ 医療機関の活動状況など</li></ul>
救援措置情報	<ul><li>① 罹災・被災証明書の発行情報</li><li>② 相談窓口の開設状況</li><li>③ 税・手数料等の減免措置の状況</li><li>④ 救援救護資金等の融資情報など</li></ul>

# 防災スピーカーのサイレン(警報音)パターン

市域に設置している防災スピーカーでは、緊急事態の種類ごとに定めたサイレン(警報音)パターンにより、警報や避難情報などの放送を行います。

# ☞ 参考資料編 「防災行政無線同報系スピーカー設置場所一覧」

緊急事態の種類	サイレン(警報音)パターン	とっていただく行動	
・テロやゲリラなど武力攻撃に関する警報	サイレン14秒吹鳴	サイレンが聞こえたら屋内に入り、テレビやラジオをつけ	
・弾道ミサイル攻撃に関する警報	•	詳しい状況を確認してください。	
大津波警報	サイレン サイレン サイレン 3秒吹鳴 3秒吹鳴 3秒吹鳴 2秒休止 2秒休止	サイレンが聞こえたら、海岸や河川から離れ、津波避難ビ	
<b>津波警報</b>	サイレン サイレン 5秒吹鳴 6秒休止	ルなど頑丈な建物の3階以上に避難してください。	
		すみやかに全員避難してください。	
		指定された避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所	
警戒レベル 4	サイレン サイレン サイレン 10秒吹鳴 10秒吹鳴 10秒吹鳴	や屋内の高いところにすみやかに避難してください。	
	10秒休止 10秒休止	詳しくはNHKデータ放送や、大阪防災ネットなどを確認く	
		ださい。	
		直ちに近くの安全な場所や、屋内の高いところに避難する	
57 - t 1	サイレン サイレン サイレン 20秒吹鳴 20秒吹鳴 20秒吹鳴	など命を守る最善の行動をとってください。	
警戒レベル 5	10秒休止 10秒休止	詳しくはNHKデータ放送や、大阪防災ネットなどを確認く	
	200//	ださい。	
緊急地震速報 緊急地震速報 こうしょ		サイレンが聞こえたら、直ちに身を守る適切な行動をとり	
(震度5弱以上)※1	緊急地震速報チャイム音	ましょう。	

# (2)通信運用計画

区内には、警察署・消防署・大阪市各局の事業所をはじめ、電気・ガス 事業者の営業所があります。災害時には、災害対応デジタル無線機を活用 し、区内の防災関係機関や市本部と情報収集・伝達を行います。

# ①通信手段

●携帯型デジタルMCA無線

区役所・災害時避難所(自主防災組織)、防災関係機関等に配備しています。

(参考) 防災関係機関設置場所

東住吉警察署・東住吉消防署・平野工営所・東住吉区医師会・ 東部市場・中部環境事業センター・建設局南部方面管理事務所・ 長居公園事務所・水道局田辺営業所・危機管理室

### ●簡易デジタル無線

災害時避難所に派遣する職員と区災害対策本部との通信手段として 簡易デジタル無線機を配備しています。

### (3) 飲料水・食料・生活関連物資の供給計画

### ①応急給水

災害直後は、備蓄飲料水(水ボトル)を活用します。

水道局が設置する仮設水槽、既設の水槽や高架水槽、広域避難場所等に おける飲料用耐震性貯水槽の活用を図ります。

### ②食料の供給

応急食料の供給が必要と認められる場合は、備蓄食料の活用・既製食品・ 米穀の調達等により対応しますが、それが困難な場合は、市災害対策本部 に食料調達を要請します。

また、区災害対策本部は、炊出し給食を行う場合は、自主防災組織等の協力を得て、避難所内又はその近隣の適当な場所を選定して実施します。

# ③生活関連物資の供給

生活必需品の調達は、第一次的には災害時避難所や区役所にある備蓄物資を活用します。また、区災害対策本部は、必要がある場合に市災害対策本部に生活必需品等の調達を要請します。

### (4) 医療・救護計画

### ①救護所の設置

地震発生後、区災害対策本部は市災害対策本部と連携し、負傷者の発生 状況・医療機関の被害状況・医療業務の実施状況等に応じて救護所を設置 します。

救護所を設置後、市本部(保健医療調整本部)に報告するとともに、区 医師会及び区内医療機関等に、医療救護班の派遣を要請し調整します。

# ②医療関係機関との連携

区医師会や区内医療機関等と連携し、災害発生直後における迅速な医療 救護体制の構築を図ります。

### ③医薬品等の確保

救護所で効果的な医療が受けられるように、十分な医薬品の確保のため の整備をしています。

### ④保健師等による健康相談

区災害対策本部は、災害時避難所の状況を調査し、避難所等へ保健師等を派遣します。保健師等は救護所又は災害時避難所を巡回し、被災者の健康管理・栄養指導等をおこないます。診療や精神面での専門相談を要する場合などは、市本部(保健医療調整本部)と連携を取り、被災者が適切な支援を受けられるように調整します。

### 区内の災害医療機関

医療機関名	所 在 地	電話番号
(医)橘会 東住吉森本病院	東住吉区鷹合 3-2-66	6606-0010

### (5)遺体仮収容(安置)所の設置

- ・遺体仮収容(安置)所の設置の必要が生じた場合、適切な場所に遺体仮収容(安置)所を設置します。
- 遺体仮収容所を設置したら、警察官と協力し遺体の収容にあたります。
- 事前に協力依頼している行政監察医に連絡し出動を要請します。
- 身元が判明し、かつ引取人がある場合は順次遺族に引き渡します。
- ・大阪市では、大阪市規格葬儀取扱指定店組合と災害時の葬祭業務の委託 に関する協定を締結しており、必要に応じて協力を要請します。

### (6) ボランティアの調整計画

災害発生時、区災害対策本部は被災状況及びボランティア参集を勘案して、区災害ボランティアセンターを東住吉区在宅サービスセンター(さわ やかセンター)等に設置し、以下の対応を行います。

- ・区災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供・連絡調整
- 被災者のボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- 市災害ボランティアセンター(阿倍野区)との連携
- 災害ボランティアの受入れ
- 災害ボランティアのオリエンテーション
- 災害ボランティア活動の集約・管理
- ボランティアの事故等に対する加入保険の手続き

# (7) 外国人住民への広報・広聴

・多言語センターと連携し、多言語による情報提供・対応の拡充を図ります。

# 6 学校園と連携した取組み

# (1) 防災関連情報の共有

市・区・地区防災計画や地域の自主防災組織の活動状況などの防災関連情報を共有します。

# (2)地域とのつながり支援

地域の自主防災組織とのつながりや地域の防災訓練と学校の防災・減災 教育(防災訓練)の連携を支援します。

### (3) 防災・減災教育(防災訓練)の支援

各学校の教育方針等に合わせて、各学校で自主的・自律的な防災・減災 教育(防災訓練)が実施できるよう支援します。

### (4) 災害時避難所としての学校の役割

災害時避難所として開設された場合においては、区災害対策本部(避難所主任)・自主防災組織・学校長(教職員)が協力しながら避難所運営にあたる必要があることから、施設の鍵や避難場所としての使用範囲など施設面での課題や、避難所運営における役割分担など、あらかじめ課題整理をおこない、災害時に円滑な避難所運営が行えるよう努めます。

また、区災害対策本部と学校園との間で道路冠水などの危険情報といった必要な情報の共有を行います。